

救命救急センターの指定について (琉球大学病院)

令和6年11月27日
沖縄県保健医療介護部
医療政策課

目次

1	救命救急センターの指定について	2
2	救急救命センター指定に関する経緯	3
3	指定に係る検討事項	4
4	医療計画の内容	5
5	救命救急センターの現況	6
6	琉球大学病院の基準充足の状況	9
7	救命救急センター指定に係る県の考え方	13
8	所管人口について	14
9	各救命救急センターの所管人口(案)	15

1 救命救急センターの指定について

経緯

- 現在、沖縄県内には3つ救命救急センター(県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、浦添総合病院)が整備されております。
- 救命救急センターは、都道府県の医療計画に基づき、都道府県知事が指定することとなっており、今般、琉球大学病院から救命救急センターの指定について申請があります。
- 救命救急センターの指定審査においては、要件の充足状況及び指定の必要性等について消防機関や医師会、救急病院等の関係者の意見を聴く必要がありますので、沖縄県医療提供体制協議会構成員の皆様から意見を頂戴したく、照会させていただきます。

2 救命救急センター指定に関する経緯

(1) 申出

- 琉球大学病院から県に対し、救命救急センターの指定についての要望書の提出 (R5.9月)

(2) 意見聴取

- 指定の必要性等について、消防機関や医療機関等関係機関から意見聴取 (R5.9月)

(3) 審議

- 関係機関の意見等を踏まえ、救命救急センターの指定についての記載を反映した第8次沖縄県医療計画を策定 (R6.3月)

(4) 申請

- 琉球大学病院から県に対し、救命救急センターの指定についての申請書の提出 (R6.11月)

(5) 審査

- 指定要件の審査及び現地確認等を経て適当と認められる場合、指定する

救命救急センターとして指定

3 指定に係る検討事項

医療計画の内容

- 医療計画における位置づけ

本県の救急医療体制を踏まえた指定の必要性

- 県全体の医療提供体制を踏まえ、救命救急センターの指定が必要か
- 各救命救急センターの所管人口をどのように設定するか

基準の充足状況

- 「救急医療対策事業実施要綱」の基準を充足しているか

下線の事項について、御意見を頂戴したいと考えております

4 医療計画の内容

医療計画の記載

- 「第8次沖縄県医療計画」において、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター及び浦添総合病院の3機関を救命救急センターとして位置づけております。
- 「第1 現状と課題」において、「特に高度な診療機能等を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な重症外傷等の診療を担う高度救命救急センターがないことから、指定について検討する必要がある。」とし、「第2 目指す方向性」において、「新たな救命救急センター及び高度救命救急センターの指定について検討します。」としております。

本県の第三次救急医療の考え方

- 本県の第三次救急医療については、北部・中部地区を県立中部病院、離島・南部地区を南部医療センター・こども医療センター、中南部境界圏の人口密集地域を浦添総合病院が担うことで、県全域に対応しているものと考えております。
- 高度救命救急センターについては、医療計画に記載のとおり指定について検討していくこととしております。

5 救命救急センターの現況

	所管	所管人口(人) (R6. 1. 1)	所管面積(km ²) (R6. 4. 1)	病床数(R5)(床)		
				救命救急病床	ICU	HCU
中部病院	北部、宜野湾市・中城村を除く中部医療圏	502,777 (33.8%)	1046.27 (45.9%)	12	14	8
浦添総合病院	宜野湾市、浦添市、中城村、西原町	274,139 (18.5%)	46.51 (2.0%)	19	6	11
南部医療センター・こども医療センター	浦添市・西原町を除く南部、宮古、八重山医療圏	708,753 (47.7%)	1189.21 (52.1%)	12	14	0

※住民基本台帳及び令和5年度版沖縄県立病院年報

令和4年度	救急患者受入人数(人)					休日受診患者数(人)		夜間・時間外受診者数(人)	
	ウォークイン		救急車等						
	うち入院			うち入院	うち入院				
中部病院	28,521	21,152	3,366	7,369	3,289	9,240	1,747	7,788	1,494
浦添総合病院	13,109	8,448	1,385	4,661	2,263	3,198	670	5,823	1,363
南部医療センター・こども医療センター	33,329	28,663	2,967	4,666	2,527	9,808	1,093	14,264	2,225

※令和5年度病床機能報告及び令和5年度救急医療提供体制の現況調べ

(参考) 各都道府県の設置状況

都道府県名	人口(R6.1.1) (人)	センターの数 (機関)	機関あたり 人口(人)
北海道	5,093,983	13	391,844.8
青森県	1,205,578	3	401,859.3
岩手県	1,172,349	4	293,087.3
宮城県	2,242,389	6	373,731.5
秋田県	924,620	2	462,310.0
山形県	1,027,509	4	256,877.3
福島県	1,795,219	4	448,804.8
茨城県	2,865,690	7	409,384.3
栃木県	1,916,787	5	383,357.4
群馬県	1,919,232	4	479,808.0
埼玉県	7,378,639	11	670,785.4
千葉県	6,310,158	15	420,677.2
東京都	13,911,902	28	496,853.6
神奈川県	9,208,688	21	438,509.0
新潟県	2,137,672	6	356,278.7
富山県	1,019,004	2	509,502.0
石川県	1,109,226	2	554,613.0
福井県	752,390	2	376,195.0
山梨県	806,369	1	806,369.0
長野県	2,028,135	7	289,733.6
岐阜県	1,967,862	6	327,977.0
静岡県	3,606,469	11	327,860.8
愛知県	7,500,882	24	312,536.8
三重県	1,757,527	5	351,505.4

都道府県名	人口(R6.1.1) (人)	センターの数 (機関)	機関あたり 人口(人)
滋賀県	1,410,534	4	352,633.5
京都府	2,488,075	8	311,009.4
大阪府	8,775,708	16	548,481.8
兵庫県	5,426,863	10	542,686.3
奈良県	1,315,207	3	438,402.3
和歌山県	913,297	3	304,432.3
鳥取県	540,207	2	270,103.5
島根県	650,624	4	162,656.0
岡山県	1,851,125	5	370,225.0
広島県	2,750,540	8	343,817.5
山口県	1,310,109	5	262,021.8
徳島県	710,012	3	236,670.7
香川県	948,585	3	316,195.0
愛媛県	1,312,298	3	437,432.7
高知県	675,623	3	225,207.7
福岡県	5,095,379	10	509,537.9
佐賀県	801,051	4	200,262.8
長崎県	1,289,994	4	322,498.5
熊本県	1,728,098	3	576,032.7
大分県	1,112,827	4	278,206.8
宮崎県	1,058,710	3	352,903.3
鹿児島県	1,576,361	4	394,090.3
沖縄県	1,485,669	3	495,223.0
全国	124,885,175	308	405,471.3

第三次救急医療の提供体制



6 琉球大学病院の基準充足の状況

救急医療対策事業実施要綱の基準 ①(運営方針)

基準	要否	充足状況
重篤患者に対する高度な専門的医療を総合的に実施することを基本とし、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるものとする	必須	現在、救急部において24時間365日体制で救急患者を受け入れており、移転後の新病院では救命救急センターとして受け入れを継続する。
初期救急医療施設及び第二次救急医療施設の後方病院として複数診療科の介入を要する症例や診断が難しい症例等、他の医療機関では治療の継続が困難な救急患者の診療を担うものとし、原則として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入れるものとする	必須	令和5年は2,278件の救急搬送患者を受け入れており、うち三次救急相当の患者を1,374名受け入れた。
救命救急センターは、適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保するものとする	必須	院内外の連携を推進し、転院及び転棟の調整を行う者を専任で配置している。
医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師、救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行うものとする	必須	救急救命士の挿管実習等の受け入れや、臨床研修医の受け入れを実施しているほか、院内の職員に対して、救急に関する教育コースの受講の推進、教育コースの提供を行っている。
医師等を小児救命救急センター等へ一定期間派遣し、研修をさせるなど、救急医療の診療技術等の向上を積極的に図るとともに、それに対する支援をすることが望ましい	任意	—

救急医療対策事業実施要綱の基準 ②(整備基準①)

基準		要否	充足状況
救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床(概ね20床以上)を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有する		必須	移転後の新病院においては、専用病床としてICU(10床)、HCU(10床)を確保し、手術が必要な入院患者にも即時対応する。平日夜間及び休日は専従の医師、看護師が対応にあたっているほか、各診療科医師が宿日直又はオンコール待機により、24時間診療体制を確保している。
救命救急センター(地域救命救急センター含む)には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置する			
ア 医 師	救命救急センターの責任者は、三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療、救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする	必須	センターの責任者として日本救急医学会指導医を配置している。
	一定期間(3年程度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有する	必須	現救急部で救急科指導医が2名、救急科専門医6名を含めた16名の医師が所属しており、引き続き診療に当たる。
	内科、外科、循環器科、脳神経外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻科、麻酔科及び精神科等の医師を確保出来る体制を有する	必須	19診療科を有する総合病院として様々な領域の疾患に対応しているほか、夜間・休日は院外オンコール体制を整備。
	必要に応じ、心臓病、脳卒中の内科系及び外科系の専門医を専任で確保する	任意	—
	必要に応じ、重症外傷に対応する専門医師を専任で確保	任意	—
	救急救命士への必要な指示体制を常時有する	必須	病院に対する消防機関からの搬送受入要請について、救命救急センターの医師等が専用電話或いはホットラインで対応し、対応記録を残している。

救急医療対策事業実施要綱の基準 ③(整備基準②)

基準		要否	充足状況
イ 看護師及 びその他の 医療従事者	重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を適当数有する	必須	ICUに21名、HCUに17名の配属し、24時間365日体制で対応にあたる事が可能である。
	診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保する	必須	薬剤師が平日の日勤帯に救急部に1人常時勤務しているほか、診療放射線技師、臨床工学技士も常時院内に待機しており、検査や緊急透析、人工心肺操作に対応している。
	緊急手術に必要な人員の動員体制を確立する	必須	内心性疾患、外因性疾患において、休日夜間の院外オンコール体制を整備しており、循環器疾患、脳神経疾患、消化管出血または外傷を疑う患者が搬送された時に、救急外来から診療を依頼された診療科において迅速に診療できる体制になっている。また、麻酔科の医師及び手術室の看護師が院内で待機しており、緊急手術が必要な患者が搬送された際に、直ちに手術が可能な体制が常時整っている。

救急医療対策事業実施要綱の基準 ④(整備基準③)

基準		要否	充足状況
施設及び設備			
ア 施設	救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室(ICU)を相当数有する。	必須	センター内にICU10床、HCU10床を有している。
	必要に応じて心臓病専用病室(CCU)、脳卒中専用病床(SCU)、小児救急専用病床(小児専門集中治療室)及び重症外傷専用病室を設ける	任意	—
	救命救急センターとして必要な専用の診察室(救急蘇生室)、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設ける	必須	センター内に救急蘇生室、緊急検査室、放射線撮影室及びハイブリッドERを有しているほか、院内の手術室、放射線撮影室の使用も可能。
	必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備する	任意	屋上1か所、地上1か所に整備予定
	診療に必要な施設は耐震構造であること(併設病院を含む)	必須	耐震構造である。
イ 設備	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備える。	必須	救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等)、除細動器等を常備している。
	必要に応じ、急性期の重篤な心臓病、脳卒中の救急患者、小児重症患者及び重症外傷患者の治療等に必要な専用医療機器を備える	任意	Hybrid ERを整備し、緊急CT、造影検査を救命センター内で施行できる。多発外傷症例受け入れ時に必要となる大量輸血に対してもセンター内に輸血製剤保管庫を備え対処する。小児症例に対しても小児用の生命維持装置(人工呼吸器等)をセンター内で即時使用できる体制を整備する。
	必要に応じ、ドクターカーを有する	任意	ドクターカー1台保有。
	救命救急士への必要な指示ができるよう、必要に応じ心電図受信装置を備える	任意	—

7 救命救急センター指定に係る県の考え方

○ 第8次沖縄県医療計画の内容について

「第2 目指す方向性」において、「新たな救命救急センター及び高度救命救急センターの指定について検討する必要がある。」としていることから、計画に基づき指定に向けて取り組んでまいります。

○ 救急医療体制を踏まえた指定の必要性について

琉球大学病院は、宜野湾市西普天間への移転後は「高度救命救急センター」の指定を目指す意向を示しております。県内に高度救命救急センターに指定された医療機関はないため整備の必要性が高いものと考えます。

高度救命救急センターの指定に当たっては、一度、救命救急センターとして指定し、実績を積んで段階的に高度へ移行することが望ましいと考えております。

○ 基準の充足状況

当資料9～12ページのとおり充足しているものと考えております。

また、当該病院は救急病院として「救命救急センター」に相当する重篤患者の受入れの実績もあります。(R5実績:1,374名)

8 所管人口について

「所管人口」とは、各救命救急センターの所管すべき人口として県の人口を按分したものの。

各救命救急センターにおける所管人口の考え方(案)

- 中部病院
 - ・ 沖繩市、うるま市を含む東海岸沿いから北部圏域を所管する。

- 琉球大学病院
 - ・ 恩納村から宜野湾市にかけての西海岸沿い及び北中城村から南城市にかけての東海岸線沿いを所管する。

- 浦添総合病院
 - ・ 中部圏域、南部圏域の間にある人口密集地である浦添市及び南風原町、八重瀬町、糸満市を所管する。また、ドクターヘリを有することから本島周辺離島については浦添総合病院の所管とする。

- 南部医療センター・こども医療センター
 - ・ 本島南部の人口密集地である那覇市及び豊見城市を所管する。また、宮古、八重山圏域及び南北大東島については空港を経由することから南部医療センター・こども医療センターの所管とする。

9 各救命救急センターの所管人口(案)

R6.1.1

	～琉大病院指定前			琉大病院指定後～			
県立中部病院	北部地区	102,801	502,777	県立中部病院	北部地区	102,801	389,390
	恩納村	11,262			宜野座村	6,339	
	宜野座村	6,339			金武町	11,452	
	金武町	11,452			沖縄市	142,283	
	読谷村	42,060			うるま市	126,515	
	沖縄市	142,283			恩納村	11,262	
	うるま市	126,515			読谷村	42,060	
	北谷町	29,093			北谷町	29,093	
	嘉手納町	13,039			嘉手納町	13,039	
	北中城村	17,933			宜野湾市	100,322	
浦添総合病院	宜野湾市	100,322	274,139	琉球大学病院	北中城村	17,933	338,369
	浦添市	115,545			中城村	22,616	
	中城村	22,616			西原町	35,656	
	西原町	35,656			与那原町	19,930	
県立南部医療センター・こども医療センター	南風原町	40,800	708,753	浦添総合病院	南城市	46,458	261,621
	与那原町	19,930			浦添市	115,545	
	那覇市	315,485			八重瀬町	32,881	
	豊見城市	66,101			南風原町	40,800	
	八重瀬町	32,881			糸満市	62,607	
	南城市	46,458			本島周辺離島	9,788	
	糸満市	62,607			豊見城市	66,101	
	南大東村	1,224			那覇市	315,485	
	北大東村	557			南大東村	1,224	
	本島周辺離島	9,788			北大東村	557	
	宮古地区	56,783			宮古島市	56,783	
	八重山地区	56,139			八重山地区	56,139	
県立南部医療センター・こども医療センター	南風原町	40,800	708,753	県立南部医療センター・こども医療センター	豊見城市	66,101	496,289
	与那原町	19,930			那覇市	315,485	
	那覇市	315,485			南大東村	1,224	
	豊見城市	66,101			北大東村	557	
	八重瀬町	32,881			宮古島市	56,783	
	南城市	46,458			八重山地区	56,139	
	糸満市	62,607					
	南大東村	1,224					
	北大東村	557					
	本島周辺離島	9,788					
	宮古地区	56,783					
	八重山地区	56,139					